【基本事項】

事務事業名	名 (新)都市計画基礎調査事業								担当課名	建設水道課		
(予算書コード)	08-04-0	01-05	5-01								担当係名	都市整備係
事業区分	単年月	度予算	Ī	j	運営方法	去	委	託				
事業の開始・終了	令和	令和 3 <mark>年</mark> 4 <mark>月~</mark> 令和 4 <mark>年</mark> 3 <mark>月</mark>								(事業)	こ始期又は終期がある場合に記入)	
根拠法令等の名称	都市計画	画法										

【事業の概要及び分析】

事業の目的 (誰に対して) (何のために) (何を行うか)	都市計画に関連	都市計画基礎調査については、都市計画法第6条第1項の規定により、都市計画区域において、 都市計画に関連する事項の現況及び将来の見通しをおおむね5年ごとに調査をするもので、問題 点、物理的状況把握、妥当性、データの蓄積などを行う。										
事業の活動成果	指標名	指標の算出方法	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度					
	#### #	県の都市計画基礎調査実		目 標		1						
(争未の天地によりこのよう	一手///作员	施要領に基づき、基礎調査	件	実 績		1						
な状態にしたいか)		報告書等の成果品作成		達成率		100.0%						

【投入されたコスト・業務量】

	<u> </u>	(二八) 木切里』							
			令和2年度	決算	令和	13年度決算		令和4年月	度予算
事	事	業 費 A		千円		6,050	千円		千円
業費	うち	。会計年度任用職員人件費	<mark>人</mark>	千円	人		千円	<mark>人</mark>	千円
費	I	規職員人件費 B	人	0 千円	0.50 人	3,308	千円	人	0 千円
事	業費	合計 C(A+B)		0 千円		9,358	千円		0 千円
	4.1	国の負担		千円			千円		千円
財	特	県の負担		千円		1,561	十		千円
財 源	定財	町の借入		千円			千円		千円
内	源	その他		千円			千円		千円
訳	****	うち 使用料・手数料 D		千円			千円		千円
	— f	段財源 (町の負担)		0 千円		7,797	千円		0 千円
受	益者	負担率(D/C)	#DIV/0!	%		0	%	#DIV/0!	%

<u>l</u> TX										
	区 分		評価	説明						
妥当性	町が行う必要があるか 国・県・民間・住民と役割 分担できないか		付けられて	都市計画法第6条第1項の規定により都市計画区域において、県が実施することとなっているが、データ収集の効率性やデータ活用の汎用性等から町に調査の実施を委託される。						
公平性	受益者が偏っていないか 適切な費用負担を求めて いるか	Α		町民が安心安全で快適に暮らすことができる、コンパクトで持続的・効率的な機能を構築するために、交通問題、住宅問題、等早急に解決しなければならない問題を多く抱えている。これらの、問題を解決するため実態を調査し対策を講じていくための基礎調査である。						
効率性	予算、人員と成果を踏ま え、事業が効率的に行わ れているか	A	適切である	適正な業務委託により、必要最小限の職員数で執行している。						
達成度	事業の活動成果は目標 を上回っているか (下回っている場合は、その理由)	В		県の都市計画基礎調査実施要領に基づき、基礎調査報告書等の成果品を 作成。						

総合評価	廃止	5年ごとの調査のため事業終了
前年度の総合評価 (評価が変わった場合はその理由)		

【基本事項】

事務事業名 街なみ環境整備事業								担当課名	建設水道課		
/マケキー い	00 04 05 10 0	4						担当係名	都市整備係		
(予算書コード)	08-04-05-10-0	I									
事業区分	単年度予算	運営	営方法	直営	卣	補	助				
事業の開始・終了	平成 17 年	4 月	1 ~ 令和	8	月	(事業に始期又は終期がある場合に記入)					
根拠法令等の名称	住宅市街地整備	主宅市街地整備総合支援事業制度要綱、下諏訪町歴史的風致維持向上計画									

【事業の概要及び分析】

事業の目的 (誰に対して) (何のために) (何を行うか)	プランやルール	良好な都市環境と公共の福祉増進のため、都市計画法の理念のもと、町民のためのまちづくりの プランやルールづくりを推進するとともに、地域住民と協働しながら中山道と甲州道中の出会う歴 史的な街なみの環境を良好に維持し、うるおいある住環境を整備し、波及的な効果により活性化も 図る。										
事業の活動成果	指標名	指標の算出方法	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度					
于 不 07/13/10人不		ᅴᄑᆂᄴᄱᆋᆉᄀᄆᄧ		目 標	7	4	1					
(事業の実施によりどのよう	計画事業件数	計画事業に対する実施 事業件数	件	実 績	3	2						
な状態にしたいか)		学 木 T		達成率	42.9%	50.0%						

【投入されたコスト・業務量】

	令和2年度決算 令和3年度決算 令和4年度予算													
				13 4				13 4				וי אָן		
事	事	業費 A			74,263	千円			66,736	千円			7,098	千円
業費	うち	会計年度任用職員人件費		人		千円		人		千円		人		千円
費	Ī	規職員人件費 B	1.00	人	6,417	千円	1.00	人	6,616	千円	1.00	人	6,583	千円
事	業費	合計 C (A+B)			80,680	千円			73,352	千円			13,681	千円
		国の負担			29,861	千円			28,839	千円			2,041	千円
財	特	県の負担				千円				千円				千円
財 源	定財	町の借入			25,300	千円			25,900	千円				千円
内	源	その他			17,765	千円			11,156	千円				千円
訳		うち 使用料・手数料 D				千円				千円				千円
	一点	段財源 (町の負担)			7,754	千円			7,457	千円			11,640	千円
受	益者	負担率 (D/C)			0	%			0	%			0	%

<u> </u>										
	区 分		評価	説明						
妥当性	町が行う必要があるか 国・県・民間・住民と役割 分担できないか	Α	法律で義務 付けられて いる	住宅市街地整備総合支援事業制度要綱に基づき、国の街なみ環境整備事業を導入して住環境の整備を行う。民公協働事業として、町が公共施設整備、修景助成、協議会活動助成等を行い、住民組織のまちづくり協議会がプランター植栽、イベント参加等により沿道景観の向上及び市街地活性化を推進している。						
公平性	受益者が偏っていないか 適切な費用負担を求めて いるか	A	適切である	町が公共施設整備を行い、地域住民による協議会活動は、会員の会費と町の助成により運営されている。住宅の修景は、地域の良好な景観形成を目的として、まちづくり協定及びまちづくり協議会に加盟する個人が行う住宅等の修景に対して町が補助を行うものであり、沿道景観の向上に効果を得ている。						
効率性	予算、人員と成果を踏ま え、事業が効率的に行わ れているか	A	適切である	住民主体の協働事業であり、国の採択を受けた補助事業でもあるため、住民の熱意と 主体的取り組みが求められている。町の意向だけでは進められないため、必要最小 限の職員数で住民との協働により進めている。						
達成度	事業の活動成果は目標 を上回っているか (下回っている場合は、その理由)	O	目標値以下	町道御田町線道路美装化及び四ツ角湯けむりひろばの完成など、町単独で実施可能な事業については順調に推進しているものの、県事業に併せて予定している町道立町線美装化や大社通り北側歩道足下灯等設置の事業が、県事業見送りにより当事業も見送りを行っている。						

総合評価	シリンパリエコリ	下諏訪町歴史的風致維持向上計画に基づき、事業の進捗を図る。特に、各まちづくり 協議会への助成、修景施設整備補助は引き続き支援を行っていく。また、県事業の進 捗に併せ道路美装化や公共施設整備等のハード整備の推進を図る。
前年度の総合評価 (評価が変わった場合はその理由)	拡充	町道御田町線道路美装化や小公園整備等、当事業における主なハード整備が令和3 年度完成した。引き続きまちづくり協議会への助成、修景施設整備補助を継続し協働 なまちづくりを推進する。

【基本事項】

事務事業名	住宅・建築物	安全ストック形	担当課名	建設水道課							
					担当係名	都市整備係					
(予算書コード)	08-04-01-12-0	1				TIP IT IT IT IT					
事業区分	単年度予算	運営方法	補助								
事業の開始・終了	平成 15 年	4 月~ 令	印 8 年	(事業に始期又は終期がある場合に記入)							
根拠法令等の名称	下諏訪町木造信	F諏訪町木造住宅耐震診断事業実施要綱、下諏訪町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱									

【事業の概要及び分析】

事業の目的 (誰に対して) (何のために) (何を行うか)	図るために、一気	倒壊等の被害から町民の5 定の要件に該当する家屋に 事を希望する場合には、-	対して	耐震診断	を実施し、診	断の結果、評	価が低い住
事業の活動成果	指標名	指標の算出方法	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	住宅耐震化緊急促	下諏訪町耐震改修促進計画に基づ		目 標	79	82	84
(争未の天心によりとのよう		き、平成30年度(74%)から目標年次 の令和7年度(92%)までの7年間を按	%	実 績	89	89	
な状態にしたいか)		分する		達成率	112.7%	108.5%	

【投入されたコスト・業務量】

		70年711 宋初至1	令和2年度決算					令	和3年度決算		令和4年度予算			
事	事業費A				7,181	千円			3,715	千円			11,300	千円
業	事 業 費 A 業 費 A が できます。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また			人		千円		人		千円		人		千円
費	I	規職員人件費 B	0.50	人	3,208	千円	0.50	人	3,308	千円	0.50	人	3,292	千円
事	業費	合計 C(A+B)			10,389	千円			7,023	千円			14,592	千円
		国の負担		3,590		千円	1,857			千円			5,650	千円
財	特	県の負担			1,794	千円			928	千円			2,825	千円
財源内	定財	町の借入				十円				十円				千円
	源	その他				千円				千円				千円
訳		うち 使用料・手数料 D				千円				千円				千円
	— f	般財源 (町の負担)		5,005		千円	4,238		千円			6,117	千円	
受	受益者負担率(D/C)			0	%			0	%			0	%	

<u>【尹禾</u> 0	ZDT IШ Д			
	区 分		評価	説明
妥当性	町が行う必要があるか 国・県・民間・住民と役割 分担できないか	Α	法律で義務 付けられて いる	地震災害から住民の生命及び財産を守り、震災時の膨大な災害復興費の 削減を図るため、耐震診断、耐震改修を促進する。
公平性	受益者が偏っていないか 適切な費用負担を求めて いるか	A	適切である	耐震改修として個人資産の受益者負担(2割以上)はやむを得ない。
効率性	予算、人員と成果を踏ま え、事業が効率的に行わ れているか	Α	適切である	国庫補助・県費補助もあり適切である。
達成度	事業の活動成果は目標を上回っているか (下回っている場合は、その理由)	Α		令和3年度目標耐震化率82%に対し、実績耐震化率89%であり、目標値を大 きく上回っている。

総合評価	現	下諏訪町耐震改修促進計画に基づく、令和7年度耐震化率92%を目標に、引き続き所有者に耐震化を積極的に促していくが、耐震補強工事を行うと概ね200~400万円程度の費用がかかり、所有者負担が大きいため、特に高齢者世帯の耐震診断や耐震改修が進まないのが課題となっている。
前年度の総合評価 (評価が変わった場合はその理由)	現状維持	

【基本事項】

事務事業名	大規	奠盛	土造	5成均	也変重	协予 浿	調査	Ē			担当課名	建設水道課	
											担当係名	都市整備係	
(予算書コード)	08-04-	-01-0	5-01								1三二 1末1		
事業区分	単年	度予:	算		運営力	法	補	助					
事業の開始・終了	令和 2 <mark>年</mark> 4 月 ~ 令和 4] 4	年	3	月	(事業)	こ始期又は終期がある場合に記入)	
根拠法令等の名称	宅地造	宅地造成等規制法											

【事業の概要及び分析】

事業の目的 (誰に対して) (何のために) (何を行うか)	これを受け、国により安全性の把握や必要	F以前に、大規模に盛土がされた り「大規模盛土造成地の活動崩落 要に応じた安全対策を講ずることと 崩落対策推進ガイドライン」に基づ	対策推進された。	Ĕガイドライン 当町では、E	/」が定められ、- 丁屋敷地区の1箇	一定規模の盛土か 所が該当となっ	「ある箇所は、 ており、「大規模
事業の活動成果	指標名	指標の算出方法	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	大規模盛土造成地			目 標	1	1	0
(争未の夫他によりとのよう	の活動崩落対策推 進ガイドラインに基	実施箇所数	箇所	実 績	1	1	
な状態にしたいか)	づく実施件数			達成率	100.0%	100.0%	

【投入されたコスト・業務量】

		75年71 本初至1		۸ ٠٠				^ -				^ <u>-</u> -		
				令和	12年度決算			令	和3年度決算			令和4年度	予算	
事	事 業 費 A				2,640	千円			5,082	千円			0	千円
業	事業費A 業 うち会計年度任用職員人件費 費 正規職員人件費 B			人		千円		人		千円		人		千円
費	費 正規職員人件費 B		0.50	人	3,208	千円	0.50	人	3,308	千円	0.00	人	0	千円
事	業費	合計 C (A+B)			5,848	千円			8,390	千円			0	千円
	4.1	国の負担			1,320	千円			2,300	千円				千円
財	特	県の負担				十				十円				千円
財源内	定財	町の借入				千円				千円				千円
内	源	その他				千円				千円				千円
訳		うち 使用料・手数料 D				千円				千円				千円
	— f	股財源 (町の負担)			4,528	千円			6,090	千円			0	千円
受	益者	負担率 (D/C)			0	%			0	%		#DIV/0!		%

<u>【</u> 尹 未 ⁰	╱╒ Т╟Ш∦			
	区 分		評価	説明
妥当性	町が行う必要があるか 国・県・民間・住民と役割 分担できないか			被災時の道路や河川等の公共施設保全のため、国のガイドラインに基づき地方公共団体で行うことが望ましい。
公平性	受益者が偏っていないか 適切な費用負担を求めて いるか	A	適切である	災害時の防災機能を有しており、受益者は町民全体である。
効率性	予算、人員と成果を踏ま え、事業が効率的に行わ れているか	Α	適切である	適正な業務委託等により、必要最小限の職員数で執行している。
達成度	事業の活動成果は目標を上回っているか (下回っている場合は、その理由)	В		国のガイドラインに示されている段階的、達成目標に対し、計画通り事業が 執行されている。【実施】R3:第二次スクリーニング(【国ガイドライン】R4まで に第二次スクリーニング計画策定、R7までに第二次スクリーニング(地質調 査))

総合評価	廃止	国のガイドラインにて定められた計画内に、第二次スクリーニング計画策定・ 第二次スクリーニングを完了した。調査の結果、安全性が確認されたため本 事業は終了する。
前年度の総合評価 (評価が変わった場合はその理由)	現状維持	事業終了のため

【基本事項】

事務事業名	公園の管理・	整備事業			担当課名	建設水道課
(予算書コード)	08-04-03-10-01	• 12-01 • 14-01 • 16-	-01		担当係名	都市整備係
事業区分	継続予算	運営方法	直営	委 託		
事業の開始・終了	年	月~	年	月	(事業に	始期又は終期がある場合に記入)
根拠法令等の名称	都市公園法、都	市緑地法				

【事業の概要及び分析】

(顔のために)	定、公衆トイレの	する公園施設の安全性の码 清掃を実施し、景観維持と 場として、緑豊かなオープン	生活斑	環境に対す	る住民意識の		
事業の活動成果	指標名	指標の算出方法	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度
•	住民一人当た			目 標	10	10	10
		都市公園面積/人口	m [*] /人	実 績	31	31	
な状態にしたいか)	の標準			達成率	310.0%	310.0%	

【投入されたコスト・業務量】

		で一次の主		令和	02年度決算			令和	和3年度決算		令和4年度予算			
事	事 業 費 A				40,779	千円			31,387	千円			36,418	千円
業	事業費A 業費 うち会計年度任用職員人件費費 正規職員人件費B		2.00	人	3,964	千円		人		千円		人		千円
費	費 正規職員人件費 B		1.00	人	6,417	千円	1.00	人	6,616	千円	1.00	人	6,583	千円
事	業費	合計 C (A+B)			47,196	千円			38,003	千円			43,001	千円
	4.1	国の負担		10,758		千円				千円			千円	
財	特	県の負担		2,000		十円			2,160	十円			3,000	千円
財源内	定財	町の借入				千円				千円				千円
内	源	その他			2,045	千円			1,727	千円			2,184	千円
訳		うち 使用料・手数料 D		1,439		千円	1,430		1,430	千円			1,980	千円
	— f	股財源 (町の負担)	32,393		千円			34,116	千円			37,817	千円	
受	受益者負担率 (D/C)				3.049	%			3.764	%			4.605	%

<u>ltx</u>	<u> 7 р г јш д</u>			
	区 分		評価	説明
妥当性	町が行う必要があるか 国・県・民間・住民と役割 分担できないか		法律で義務 付けられて いる	都市公園法で定められた公園で、地方公共団体が設置する公園の管理に 要する費用は、地方公共団体が負担する。
公平性	受益者が偏っていないか 適切な費用負担を求めて いるか	Α	適切である	都市公園は、街区公園、近隣公園、総合公園に区分され、そこに居住する者の利用に供すること及び住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的に配置されている。 交付金を活用し赤砂崎公園右岸広場に開設した車中泊場については利用者から使用料を徴収し 公平性の確保を図っている。
効率性	予算、人員と成果を踏ま え、事業が効率的に行わ れているか	A	適切である	現在町が管理する都市公園は、22公園62.17haあり、その他に街路樹や湖 岸沿いの緑地帯等を管理しており、この広大なエリアを、職員、委託業者及 びシルバー人材センターにて適材適所を見極め管理を行っている。
	事業の活動成果は目標 を上回っているか (下回っている場合は、その理由)	A	目標値以上 である	都市公園の設置基準は、住民一人当たりの敷地面積の標準を都市計画区域内10㎡以上と規定しており、当町はその基準を大きく上回っている。

総合評価	現状維持	公園管理について、安心安全なオープンスペースの持続的な維持が必要であり、適正な管理に関する住民要望も多数寄せられている。町の健康スポーツゾーン構想に位置付けられている諏訪湖人工なぎさを含む湖岸線及び高木運動公園、赤砂崎公園を含む都市公園の維持管理、老朽化している遊具や施設等の更新整備が継続的に必要である。
前年度の総合評価 (評価が変わった場合はその理由)	111 44	大型の公園整備事業の赤砂崎公園が終了した。今後は憩いと潤いあるオー プンスペースの維持管理を継続していく。